

JICAの「緑の気候基金 (Green Climate Fund)」 との連携の方向性

JICA地球環境部 気候変動対策室

2017年12月

構成

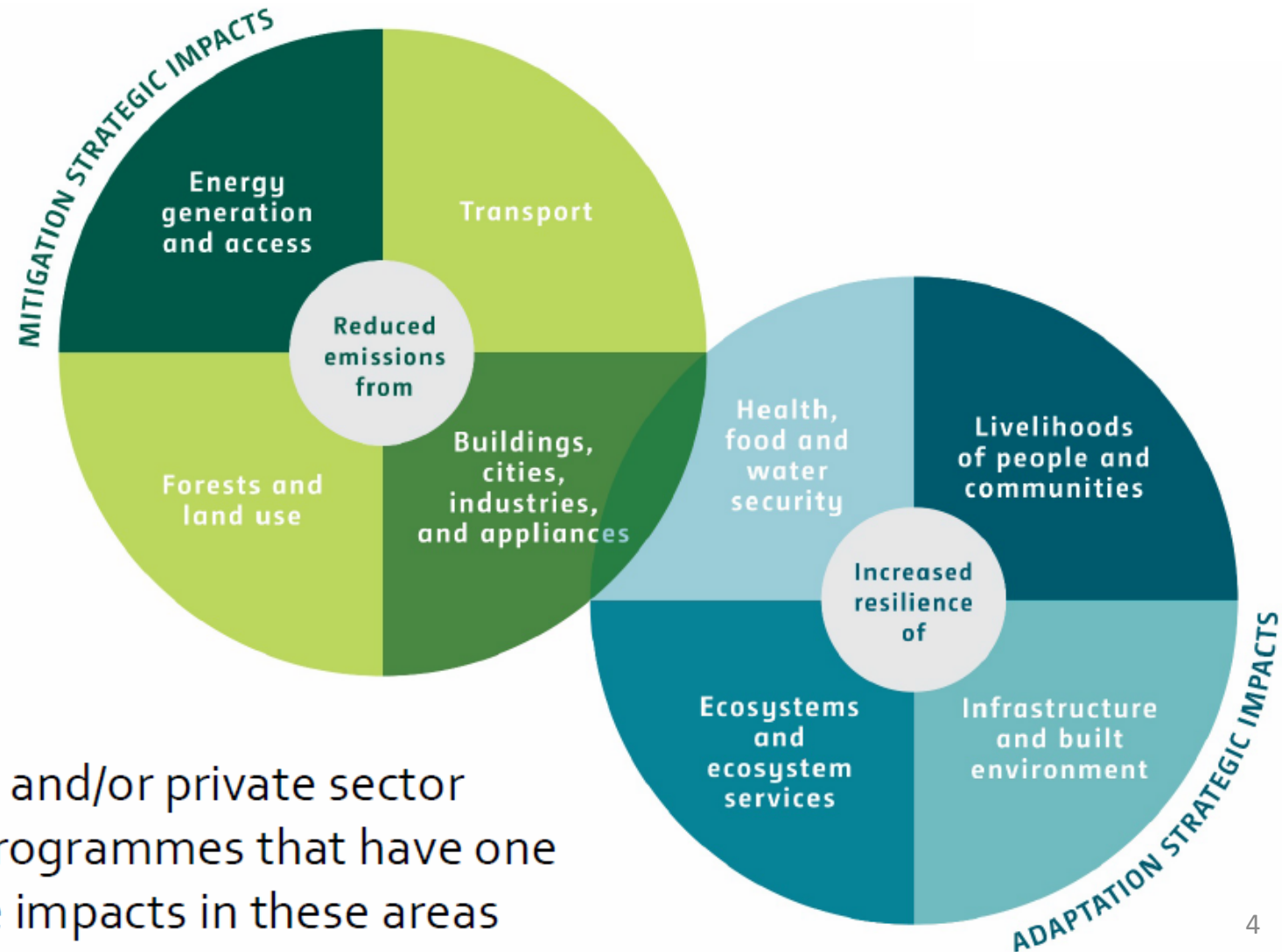
1. 緑の気候基金(GCF)に関する基本情報
2. GCFの投資枠組み
3. GCFの案件採択プロセス
4. GCF案件形成に係る当面の対応方針
5. 想定される案件タイプの事例
6. 案件形成にあたっての留意点
7. GCF理事会でよく議論になる点
8. 調達方法

1. 緑の気候基金（GCF）の基本情報（1）

設立経緯	国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の資金メカニズム運営機関としてCOP16(2010)で 設立決定
目的	途上国の気候変動対策への資金支援
拠点	韓国のソンド（仁川空港近く）
資金規模	初期資金動員で先進国政府中心に約103億ドルがコミットされた（ただし、米国のコミット30億ドルのうち、20億ドルは拠出されない可能性大）
ガバナンス	先進国、途上国から各12人の計24人から成る理事会がポリシー、ルール作り、重要な意思決定を担う。
ビジネスモデル	予め認証した認証機関（AEs）を通じて資金供与
認証機関（AEs）の対象	国際機関、二国間機関、途上国の機関、民間企業、NGO等、幅広い機関が対象 （これまで認証されたAEsは資料1参照）
資金ツール	①贈与、②借款、③出資、④保証

1. 緑の気候基金 (GCF) の基本情報 (2)

GCFのファイナンス対象分野



2. GCFの投資枠組み(1)

ア. 投資方針

- 低炭素かつ気候リスクに強靱な持続可能な開発に向け、パラダイム・シフトを促すポテンシャルが高いプロジェクト／プログラムに投資
- 対象プロジェクト／プログラムが実現するために必要最低限の譲許性を付与
- GCFからの資金拠出が、他の公的資金、民間資金を締め出さないよう配慮
- 借款は、財務的に健全な、収益を生み出す活動にのみ供与

2. GCFの投資枠組み(2)

イ. 投資戦略とポートフォリオ目標

- 適応と緩和の資金配分バランスは長期的に50:50
- 適応資金の50%以上を脆弱国に配分(LDCs、小島嶼国(SIDS)、アフリカ諸国)
- 少数の国に偏らないよう、幅広い国に適正に配分
- 民間セクターファシリティ(PSF)を通じて相当規模の資金を拠出し、民間セクターとの連携を最大限高める
- 途上国がGCF資金にアクセスできるよう十分な支援を行う

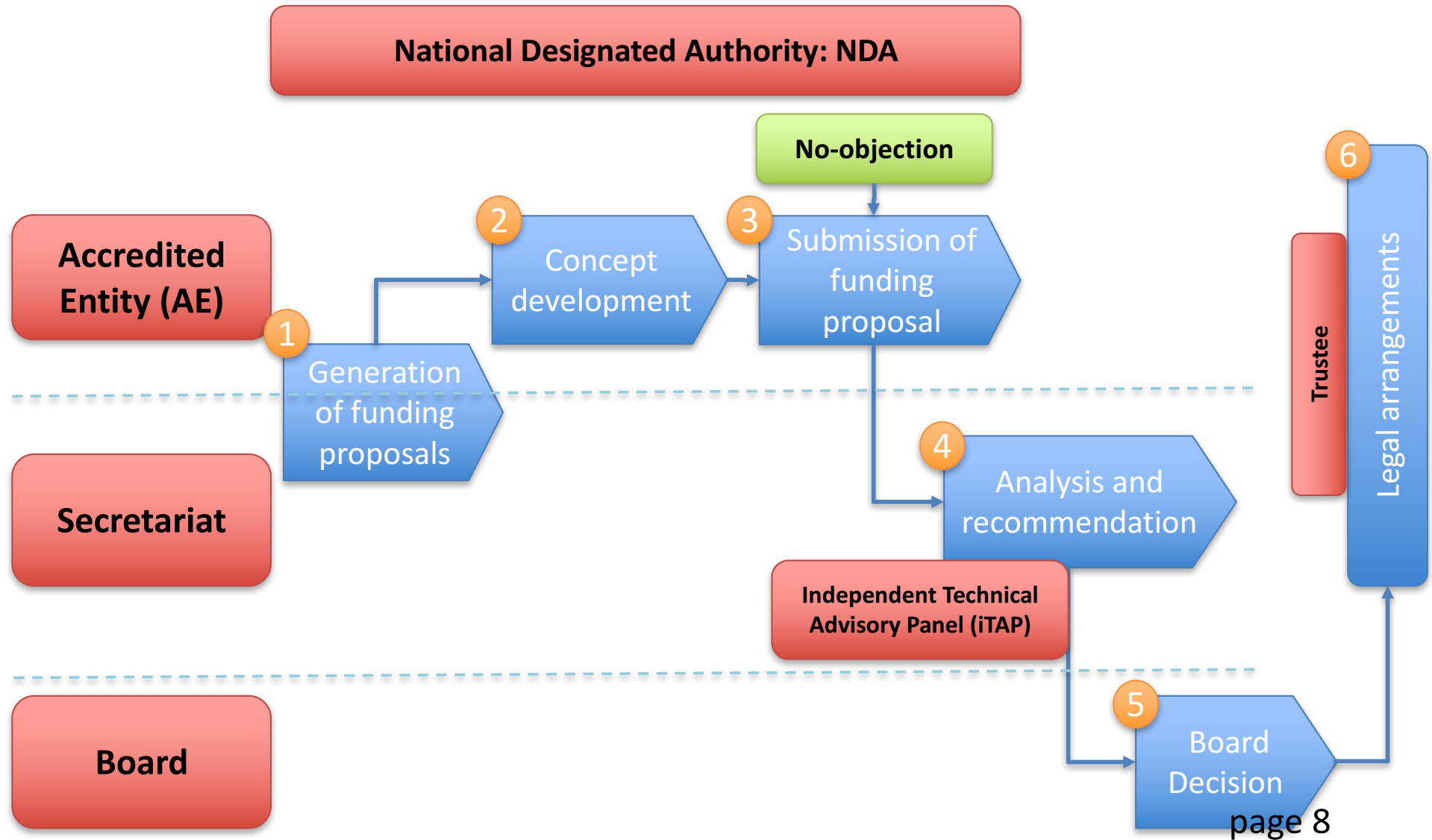
2. GCFの投資枠組み(3)

ウ. 投資ガイドライン

投資基準	検討要素
Impact potential	<ul style="list-style-type: none">・ 温暖化ガス削減、気候変動影響への適応の効果
Paradigm shift potential	<ul style="list-style-type: none">・ スケールアップや普及の潜在性・ 低炭素／レジリエントな開発経路への転換に対する貢献度・ 知見・教訓を生み出す可能性・ ”enabling environment”創出への貢献可能性
Sustainable development potential	<ul style="list-style-type: none">・ 環境的、社会的、経済的なコ・ベネフィットの創出・ ジェンダーに配慮した開発効果の創出
Needs of the recipient	<ul style="list-style-type: none">・ 気候変動に対する受益国の脆弱性・ 脆弱グループ、ジェンダーへの配慮・ 受益国、受益者グループの社会・経済的發展レベル・ 他の資金ソースの欠如、能力開発の必要性
Country ownership	<ul style="list-style-type: none">・ 国家気候変動戦略の有無、既存政策との整合性・ 実施機関の事業実施能力・ 市民社会組織や他のステークホルダーの参加
Efficiency and effectiveness	<ul style="list-style-type: none">・ 財務面、非財務面における費用対効果、効率性・ 協調ファイナンスの大きさ・ 財務的実施可能性、及び他の財務指標・ 業界のベストプラクティスであるか



3. GCFの案件採択プロセス(1)



3. GCFの案件採択プロセス(2)

- ① 案件形成(早い段階から相手国NDAとの協議重要)
- ② コンセプト・ノート提出(義務ではないが、強く推奨)
- ③ プロポーザル提出(NDAからのNo-Objectionレターの添付が必須)
- ④-1 事務局審査(事務局との協議を経てプロポーザル修正)
- ④-2 独立技術助言パネル(iTAP)による審査
- ⑤ 理事会承認(理事会に付議された段階で各国からの質問に対応する必要あり)
- ⑥ Funded Activity Agreement (FAA) の交渉・締結

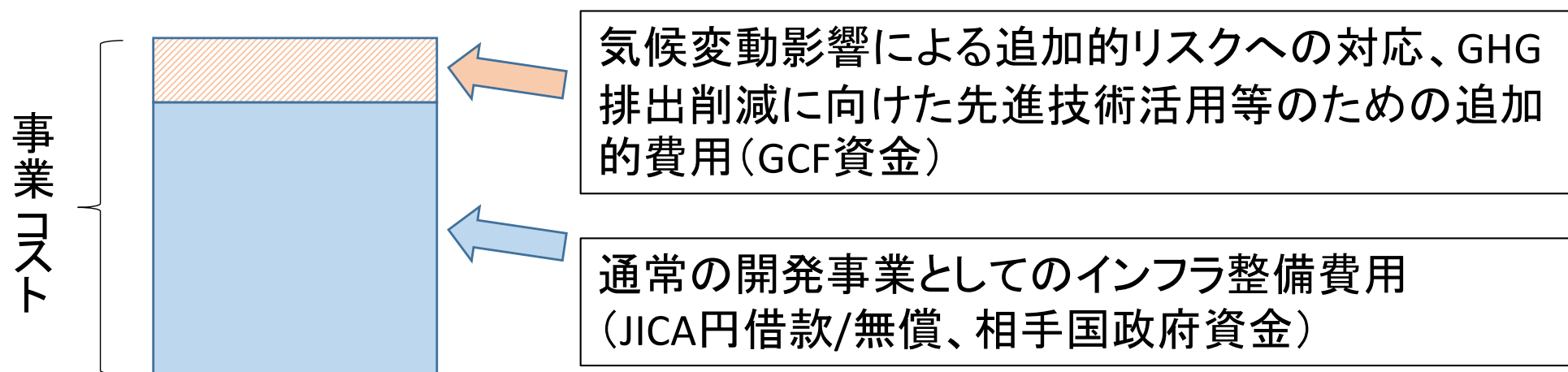
4. GCF案件形成に係る当面の対応方針

- 日本／JICAの当該国への協力量針に合致し、JICAの既存／計画中ODA事業（スキーム問わず）と連携して相乗効果が期待できる案件を選択する。
- 日本政府の重点（①防災、②SIDS支援、③先進技術活用）のいずれかに合致する案件を優先。
- 2018年度中にプロポーザル1～2件の提出・承認を目指す。その後も1～2件／年ほどの採択を想定。

5. 想定される案件タイプの事例(1)

ケース1 気候変動対策の追加コストに充当

JICA円借款/海外投融資/無償による施設整備 + GCF資金による追加的気候変動対策費用のファイナンス

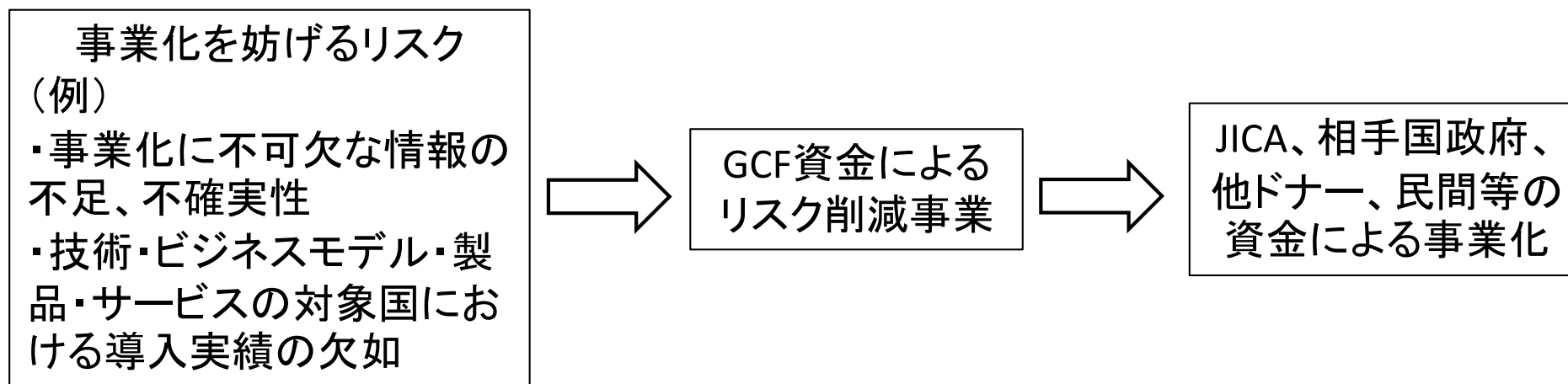


例: ADBのフィジー上水道案件では、ADB借款で上水道施設整備、GCFグラントで取水口移設(海面上昇による将来の塩水汚染リスク回避)

5. 想定される案件タイプの事例(2)

ケース2 GCF資金を活用して事業リスクを削減

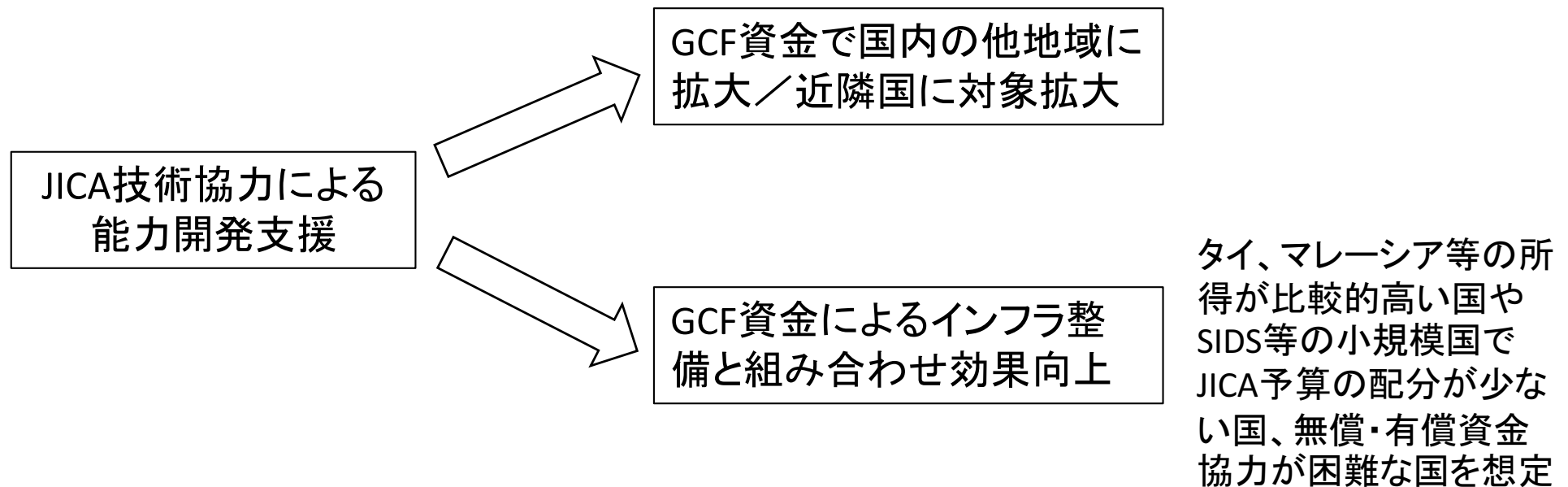
GCF資金によるリスク削減(de-risk)→JICA資金等による事業化



例：IDBは、カリブ地熱開発事業において、GCFの返還条件付グラント資金を試掘に活用。

5. 想定される案件タイプの事例(3)

ケース3 JICA技プロのスケールアップ、インパクト強化に活用



例：世銀は、自己資金で実施したウズベキスタン、タジキスタン向け支援のフェーズ1を、GCF資金によりスケールアップ。アラル海流域諸国に拡大していく計画。

6. 案件形成にあたっての留意点(1)

資金計画

- JICAがGCFを活用して供与できるのは贈与(グラント)のみ(借款、出資、保証は供与できない)。贈与には返還条件付グラント(例:地熱の試掘にグラント資金を供与し、開発に成功したら返還)もあり。
- 1案件あたりのGCFグラント資金の目安額:
 - ✓ ポリシー上、特に上限や下限は無い
 - ✓ これまでの承認案件の事例では、1案件あたりのグラント承認額は6.2~109.6百万ドル
 - ✓ 50百万ドルを超える規模のグラント案件は、極めて厳しく審査される(相場観としては10~30百万ドルか)
- JICAのODA事業費による協調ファイナンスが期待される。

6. 案件形成にあたっての留意点(2)

プログラム・アプローチ

- プロジェクト型案件のみならず、複数プロジェクトを束ねたプログラム型案件も可能(案件承認段階で個別プロジェクトの詳細計画が無くても良い。ただし、詳細計画ができた段階で再度理事会に諮らなければならない可能性あり)。
- 複数国を対象とした地域プログラムも可能。

プロポーザル作成プロセス

- 案件プロポーザルのテンプレートでは詳細な情報の記入が求められ、またF/S等多くの添付資料が求められる。
- 案件形成の初期段階から、National Designated Authority (NDA)/Focal Point (FP)を含む、相手国関係者との綿密な協議が必須。
- Gender Action Planの作成必要→案件形成調査へのジェンダー専門家の参加推奨

7. GCF理事会でよく議論になる点(1)

事業の革新性

- 提案案件にTransformative/Paradigm shiftの要素があるか。
- 開発援助機関が従来から実施してきた開発事業と異なる革新性があるか。

GCFによる資金供与の正当性

- 気候変動対策支援に特化した基金であるGCFがファイナンスする理由・付加価値の明確な説明、気候変動対策との明確な関連(特に適応策について)があるか。
- 「minimum concessionality」の原則に基づき、グラントの申請金額の妥当性について十分な説明・正当化がなされているか。(最近の理事会では中進国へのグラント供与に対する一部先進国理事の評価が厳しい)
- 気候変動対策をViableにするための「追加コスト」「リスクプレミアム」の明確な説明・正当化がなされているか。

7. GCF理事会でよく議論になる点(2)

社会的弱者への配慮

- 気候変動の影響に対して特に脆弱なグループが確実に裨益することの証明があるか(特に適応策の場合)。
- 現地コミュニティ(特に先住民コミュニティ)を含む全てのステークホルダーとの十分なコンサルテーションがなされているか(環境社会配慮カテゴリーC案件でも現地コンサルテーション必須)。

持続可能性

- 建設する施設や事業の持続可能性は十分確保されているか。

8. 調達方法

- JICAが直接調達するケースと、GCFから得た資金を実施機関（相手国機関や民間企業）に供与し、実施機関が調達するケース（その場合、JICAが調達を監督）がある。
- いずれの場合も、GCF資金を使って調達する際はアンタイト調達が条件。

認証実施機関一覧(2017年10月現在)59機関

1. インターナショナル・アクセス機関

機関名	拠点国	認証カテゴリー		
		実施可能な事業の規模	実施可能な事業の環境・社会リスク・レベル	事業タイプ ①事業実施管理 ②贈与資金供与 ③転貸・ブレンディング
国際開発金融機関 (MDBs)				
アジア開発銀行 (ADB)	フィリピン	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
欧州復興開発銀行 (EBRD)	英国	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
米州開発銀行 (IDB)	米国	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
世界銀行 (IBRD、IDA)	米国	大	高	①+②+③ (借款、保証)
アフリカ開発銀行 (AfDB)	象牙海岸	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
欧州投資銀行 (EIB)	ルクセンブルク	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
国際金融公社 (IFC)	米国	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
国連機関				
国連開発計画 (UNDP)	米国	中	中	①
国連環境計画 (UNEP)	ケニア	小	中	①
世界食糧計画 (WFP)	イタリア	極小	低	①
世界気象機関 (WMO)	スイス	小	低	①
国連食糧農業機関 (FAO)	イタリア	中	中	①
国際農業開発基金 (IFAD)	イタリア	中	中	①+②+③ (借款)

機関名	拠点国	認証カテゴリー		
		実施可能な事業の規模	実施可能な事業の環境・社会リスク・レベル	事業タイプ ①事業実施管理 ②贈与資金供与 ③転貸・ブレンディング
二国間開発援助機関／開発金融機関				
ドイツ復興金融公庫 (KfW)	ドイツ	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
フランス開発庁 (AFD)	フランス	大	高	①+②+③ (借款、保証)
ドイツ国際協力公社 (GIZ)	ドイツ	中	中	①+②
オランダ開発金融機関 (FMO)	オランダ	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
PROPARCO	フランス	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
国際協力機構 (JICA)	日本	大	高	①+②+③ (ブレンドのみ)
国際NGO				
コンサベーション・インターナショナル (CI)	米国	中	中	①+②
国際自然保護連合(IUCN)	スイス	中	中	①+②
WWF	米国	中	中	①+②
先進国の民間企業・多国籍企業				
ドイツ銀行AG	ドイツ	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)	フランス	大	高	①+③ (借款、出資、保証)
HSBCホールディングス及び子会社 (HSBC)	英国	大	高	①+③ (借款、出資、保証)
三菱東京UFJ銀行 (BTMU)	日本	大	高	③ (借款、出資、保証)

2. ダイレクト・アクセス機関

機関名	拠点国	認証カテゴリー		
		実施可能な事業の規模	実施可能な事業の環境・社会リスク・レベル	事業タイプ ①事業実施管理 ②贈与資金供与 ③転貸・ブレンディング
途上国の政府機関・公的機関				
生態モニタリングセンター (Centre de suivi écologique (CSE))	セネガル	極小	低	①
ペルー自然保護区促進基金 (PROFONANPE)	ペルー	極小	低	①
ナミビア環境投資基金 (EIF)	ナミビア	極小	低	①+②
ルワンダ天然資源省 (MINI RENA)	ルワンダ	小	中	①
インド全国農業農村開発銀行 (NABARD)	インド	大	中	①+②+③ (借款、出資、保証)
アフリカ金融公社 (AFC)	ナイジェリア	大	中	①+③ (借款、出資、保証)
エチオピア財務経済開発省 (MoFEC)	エチオピア	小	中	①
モロッコ農業開発庁 (ADA Morocco)	モロッコ	小	中	①
ケニア国家環境管理局 (NEMA)	ケニア	極小	中	①
ユニット・フォー・ルーラル・フィンツ (UCAR)	アルゼンチン	小	中	①+②
南アフリカ 国家生物多様性庁 (SANBI)	南アフリカ	小	中	①+②
中国環境保護省 外国経済協力室 (FECO)	中国	小	中	①
韓国開発銀行 (KDB)	韓国	中	中	①+③ (借款、出資、保証)
PT Sarana Infrastruktur (PT SMI)	インドネシア	小	中	①+②+③ (借款)
Small Industries Development Bank of India (SIDBI)	インド	大	中	①+②+③ (借款、出資、保証)

機関名	拠点国	認証カテゴリー		
		実施可能な事業の規模	実施可能な事業の環境・社会リスク・レベル	事業タイプ ①事業実施管理 ②贈与資金供与 ③転貸・ブレンディング
Infrastructure Development Company Limited (IDCOL)	バングラデシュ	中	中	①+③ (借款)
China Clean Development Mechanism Fund Management Center	中国	中	中	①
アンティグア・バーブーダ環境局	アンティグア・バーブーダ	①②小 ③極小	中	①+②+③ (融資)
フィジー開発銀行 (FDB)	フィジー	極小	低	①+③ (融資, 出資, 保証)
Palli Karma-Sahayak Foundation (PKSF)	バングラデシュ	小	低	①+②+③ (融資)

機関名	拠点国	認証カテゴリー		
		実施可能な事業の規模	実施可能な事業の環境・社会リスク・レベル	事業タイプ ①事業実施管理 ②贈与資金供与 ③転貸・ブレンディング
途上国の民間企業				
XacBank LLC	モンゴル	小	中	①+③ (借款、出資、保証)
CDG Capital S.A. (CDG Capital)	モロッコ	中	中	③ (借款、出資、保証)
途上国の地域国際機関・金融機関				
アキュメン・ファンド Acumen Fund, Inc.	米国	極小	低	①+②+③ (借款、出資)
大洋州地域環境計画事務局 (SPREP)	サモア	小	低	①
アンデス開発公社 (CAF)	ベネズエラ	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
カリブ海地域気候変動センター (CCCCC)	ベリーズ	小	高	①+②
南アフリカ開発銀行 (DBSA)	南アフリカ	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
西アフリカ開発銀行 (BOAD)	トーゴ	中	中	①+②+③ (借款、保証)
カリブ開発銀行 (CBD)	バルバドス	小	高	①+②+③ (借款、出資)
中米経済統合銀行 (CABEI)	ホンジュラス	大	高	①+②+③ (借款、出資、保証)
Fundacion Avina	パナマ	極小	低	①+②
Micronesia Conservation Trust (MCT)	ミクロネシア	極小	低	①+②
Sahara and Sahel Observatory (OSS)	チュニジア	極小	中	①+②